

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、薩摩半島の南部に位置し、南には広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市・南さつま市に接するなど南薩地域の地理的中心となっている。県都鹿児島市へは、市内から1時間以内のアクセスが可能な地域である。

本市の人口は、昭和30年代をピークにその後、高度経済成長期において都市部への労働力人口の流出による人口減少が顕著となっている。人口は、昭和60年が約49,000人、平成27年では約36,000人と減少化が進んでおり、今後も人口の減少化が加速すると推計されている。人口減少と比例して生産年齢人口においても昭和40年以降減少化が進み、特に第1次産業の減少率が顕著であり、基幹産業の農業においては、茶とさつまいもは栽培面積・生産量とも日本一であるものの、労働人口の高齢化等の理由により労働力確保が課題とされている。第2次産業においても年々微減化が進んでおり、国の伝統的工芸品の指定を受けている川辺仏壇産業においても今日の生活様式の変化等による需要の落ち込みに歯止めがかからない状況であり、後継者不足による伝統技法の継承も危ぶまれている状況である。

このような状況の中、独自の取組みとして市内事業者に対してこれまで様々な支援策を講じてきたが、今後も引続き市内中小事業者の生産性の向上、人出不足等に対応した産業基盤の構築、後継者不足を解消するための魅力ある企業づくり等が喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定の基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなることにより、さらなる経済発展を目指す。これを実現するための目標として計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、医療・福祉、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、整備された広大な農地が広がる中に市街地周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は南九州市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、医療・福祉、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。